市住ニュース さっぽろ

■発 行 ／一般財団法人
札幌市住宅管理公社
■住 所 ／〒060-0001
札幌市中央区北1条西2丁目9
オーク札幌ビル
■電 話 ／211-3381
■FAX ／221-4438
■URL ／https://s-j-k.or.jp/
［年6回隔月発行・無料配布］

第267号
令和5年11月号

INDEX

●緊急連絡先届の提出について
●家族構成に変更はありませんか？
●家賃の減免を希望される方へ
●連帯保証人の変更について
●単身入居の皆様に対するみまもりサービス（有料）のお知らせ
●修繕や届出などのお問い合わせについて
●札幌市消防局からのお知らせ

（一財）札幌市住宅管理公社のホームページアドレスです！

https://s-j-k.or.jp/

緊急連絡先届の提出について

（対象：一人世帯／今年度は清田区、南区、厚別区（もみじ台）の団地にお住まいの方が対象です。）

市営住宅に一人でお住まいの方を対象とした緊急連絡先届について、令和５年１０月２７日（金）が提出期限となっておりますが、まだ提出されていない方は郵送または集会所に提出をお願いいたします。

問い合わせ先　（一財）札幌市住宅管理公社　管理課　管理係　☎211-3385

家族構成に変更はありませんか？

家族構成に変更がある場合は、市営住宅の入居者の異動手続が必要になります。

また、区役所への届出とは別に、住宅管理公社へ申請（届）が必要になります。

申請（届）には、公的証明書の添付が必要なものもありますので、ご不明な点がございましたら、事前に下記へお問い合わせください。

なお、同居申請の場合は、区役所への届出の前に、住宅管理公社へ申請が必要になります。

問い合わせ先　（一財）札幌市住宅管理公社　業務課　家賃係　☎211-2355

家賃の減免を希望される方へ

市営住宅には、低収入、失職、病気等の理由により、一定の条件を満たした場合に家賃を一定期間減額または免除できる家賃減免制度があります。家賃減免を希望する方は、公社または集会所までご相談ください。

新たに家賃減免を希望される方は、希望される月の末日までに申請してください。

すでに家賃減免中の方は、減免期間が終了する時に新たな申請が必要となりますのでご注意ください。

問い合わせ先　（一財）札幌市住宅管理公社　業務課　家賃係　☎211-2355

連帯保証人の変更について

連帯保証人が亡くなられた場合や保証能力が無くなった場合等は、新たな連帯保証人が決まり次第、連帯保証人変更承認申請書を提出してください。

なお、連帯保証人の誓約書等の書類は、連帯保証人変更承認申請書提出後に改めて提出していただきます。

問い合わせ先　（一財）札幌市住宅管理公社　業務課　家賃係　☎211-2355

単身入居の皆様に対する みまもりサービス（有料）のお知らせ

ご自身の安否を登録したご家族等へ週２回メールでお伝えするみまもりサービスと、万一、居室内で不慮の死亡事故となってしまった場合に、お部屋の家財を処分する費用や原状回復費用の補償（補償限度額１００万円）が付いた有償サービスの斡旋をしています。

集会所にパンフレットを用意しておりますので、ご検討いただくことをおすすめいたします。

問い合わせ先　（一財）札幌市住宅管理公社　管理課　管理係　☎211-3385

修繕や届出などのお問い合わせについて

市営住宅の修繕や各種届出などの内容により連絡先が異なりますので、お問い合わせの際は下記をご確認ください。

修繕や点検に関する内容

- 住戸内や共用部の修繕に関すること
- 敷地や公園の修繕に関すること
- エレベーターなどの設備に関すること
- 退去時に負担する修繕箇所に関すること
- その他、建物の管理に関すること

お住まいの団地の指定管理者にお問い合わせください

北区、西区、手稲区にお住まいの方

エムエムエスマンションマネージメントサービス株式会社

●月～金曜日8:45～18:00、土曜日8:45～12:00　☎011-232-3111

●上記以外の時間帯　☎011-232-1874

FAX 011-232-2638

中央区、東区、白石区にお住まいの方

日興美装工業株式会社

☎0120-846-219　FAX 011-782-3400

厚別区、豊平区、清田区、南区にお住まいの方

株式会社東急コミュニティー

●厚別区にお住まいの方　☎011-801-7060

●豊平区、清田区、南区にお住まいの方　☎011-555-0071

FAX 011-801-7061

修繕内容によっては入居されている方のご負担となります。

詳しい内容は入居時に配布した「市営住宅ガイド」をご確認いただくか、上記指定管理者までお問い合わせください。

家賃、届出、迷惑行為などに関する内容

- 家賃や駐車料金、駐車場使用に関すること
- 各種申請や届出に関すること
- 住み替えに関すること
- 迷惑行為に関する相談について

（一財）札幌市住宅管理公社・集会所管理人にお問い合わせください

（一財）札幌市住宅管理公社

業務課

●収入申告、家賃減免、世帯員の異動、保証人の変更に関すること　☎011-211-2355

●家賃・駐車料金のお支払い、駐車場使用に関すること

●退去に関すること　☎011-208-1280

●住み替えに関すること　☎011-205-3071

FAX 011-221-4438　（業務課共通）

管理課

●模様替えや物品設置に関すること

●迷惑行為に関する相談について

●単身入居者向けみまもりサービスについて

☎011-211-3385　FAX 011-251-5246

札幌市消防局からのお知らせ

冬は火災危険がたくさん!

～あなたの家に潜む火災危険特集～

冬は家で過ごす時間が長くなる季節です。

そんな時に使用が多くなるのが、こたつなどの電気製品やストーブです。

札幌市では令和５年中(令和５年９月30日現在)に電気関係の火災が63件発生しており、出火原因の第１位となっています。また、令和４年中にはストーブ火災が19件発生しており、うちストーブ火災による死者は５人と過去5年間で最も多く発生しています。

みなさんも下記の注意点を参考に、家の中を再確認しましょう。

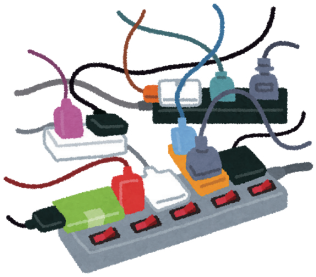

電気製品編

注意点①

過度なたこ足配線をしていると、コンセントの規格容量を上回り、発熱して火災に発展する恐れがあります。たこ足配線はしないようにしましょう。

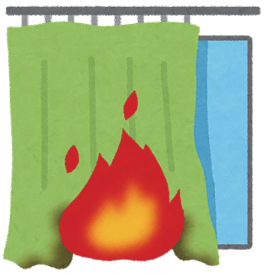

注意点②

コードを束ねたまま使用すると、蓄熱し続け出火する恐れがあります。コードは束ねず、またゴミがたまらないように使用しましょう。

ストーブ編

注意点①

ストーブの近くでは、燃えやすいものは置かない・使用しないを徹底しましょう。直接触れていなくても輻射熱で発火する危険もありますので、ストーブからの距離に十分注意しましょう。

注意点②

ストーブの周囲は、熱により気流が発生しています。洗濯物が乾くと軽くなり、気流で落ちやすくなるため、しっかり干していても落ちないという保証はありません。落下して燃えうつる様な付近に干すのはやめましょう。

⚠ 火災以外にも危険はたくさん！

みなさんは、冬の間、ストーブの排気筒周りを気にしたことはありますか？

実は、排気筒が雪に埋まってしまうと空気の循環が悪くなり、不完全燃焼を引き起こし、一酸化炭素が部屋に逆流してしまうことがあります。

一酸化炭素を吸ってしまうと「体調不良」や「意識消失」、最悪の場合では「死」に至るケースもあるため、積雪時期はこまめに除雪をしましょう。